



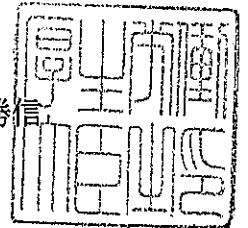
厚生労働省発開0328第4号

平成30年3月28日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例及び特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例の延長

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則附則第三条に規定する職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例及び附則第三条の三に規定する特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第三条及び附

則第三条の三関係）

第二 施行期日

この省令は、平成三十年四月一日から施行すること。